

その他の給付

■離婚したときの厚生年金の分割制度（平成 19 年 4 月施行分）

平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚した場合に夫婦間の合意に基づき、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を一定の割合のもとに夫婦で分割できる制度です。

当基金の対応

- 当基金の基本年金には、国の老齢厚生年金（報酬比例部分）の代行部分が含まれてい
ますので、代行相当部分についても国の制度にあわせて対応します。
- 基本年金のプラスアルファ部分や加算年金については分割の対象となりません。

手続きについて（当基金への手続は必要ありません。）

年金事務所に年金分割を請求し、年金分割されますと、日本年金機構より情報提供され、基金の代行相当部分についても、分割される側が当基金の受給者・加入員の場合、減額改定を行います。また、分割減額される場合には当基金より通知いたします。
分割を受ける側の増額分については国から支給されます。